

29愛給第215号

平成30年1月11日

愛知中部水道企業団

指定給水装置工事事業者 各位

愛知中部水道企業団

給水課長 原 田 好 明

給水装置工事に伴う舗装本復旧を他社施工で行う際の管理について（通知）

日頃より、本企業団の水道事業にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、表題の件につきまして、完了届等の提出書類の取扱いを下記のとおり変更することと致します。

今後とも、適切に事務処理を行ってくださいますようお願い申し上げます。

記

1 変更内容

給水装置工事設計・施工基準 様式第43号 舗装復旧依頼報告書の「4.占用工事許可期間」の下部に、本復旧の施工予定日を記入すること。

※舗装復旧完了までの間は責任をもって舗装の状態を管理すること。また、完了した際は速やかに完了届と写真を提出すること。

2 適用開始日

通知日以降に舗装復旧依頼報告書を提出する場合から適用する。

○問い合わせ先

給水課 給水装置申請グループ

0561-38-0030

記入例

舗装復旧依頼報告書

年 月 日

1 工 事 名 給水申込みに伴う舗装復旧工事

2 舗 装 復 旧 箇 所

3 給 水 受 付 番 号

4 占用工事許可期間 年 月 日から
年 月 日まで

本復旧の予定日を
記入してください。

本復旧予定日 年 月 日

上記の給水申込みに伴う舗装復旧工事の施工については、愛知中部水道企業団給水装置工事設計・施行基準の規定を遵守のうえ舗装業者へ依頼し占用工事許可期間内に完了させるとともに、舗装復旧完了までの間、当社が責任をもって管理します。

愛知中部水道企業団企業長 殿

指定工事業者 印

舗装施工業者